

千葉県林地開発行為に関する処分基準（概要）

（趣旨）

第1条 この処分基準は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）及び千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22千葉県条例第4号。以下「条例」という。）に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）について、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかの判断をするために必要とされる基準を定めるものとする。

（この処分基準の対象となる不利益処分）

第2条 この処分基準では、次の各号に掲げる不利益処分を対象とする。

- 一 法第10条の3第1項の規定による中止命令及び復旧命令
- 二 条例第15条第1項の規定による中止命令及び措置命令
- 三 条例第15条第2項の規定による措置命令
- 四 条例第16条の規定による中止命令及び措置命令
- 五 法第10条の2第1項の許可を受けた者に対する当該許可の取消し

（不利益処分の判断基準）

第3条 前条各号に掲げる不利益処分に係る処分基準は、次の表のとおりとする。

ただし、森林の有する公益的機能の維持に支障がないものと認められ、かつ、不利益処分の均衡を失しない限りにおいて、緊急性の程度、被害の性質及び程度、事業者の適正な措置の見込みその他の状況を総合的に勘案して、下表に掲げる対応以外の対応を適宜適切にとることができるものとする。

不利益処分	処分基準の内容（要素）
法に基づく命令 （中止・復旧）	【A 無許可開発行為者、B 許可条件違反者、C 不正な手段により開発行為を行った者】ごとに、森林の有する公益的機能を維持していく上で必要な次の3つのパターン【①生命・財産に影響を及ぼすような災害・水害の発生、②災害・水害が発生するおそれが極めて大きいとき、③前記①②以外で公益的機能を維持するために必要があるとき】に分けて、判断基準及び発動基準を定める。
条例に基づく命令 （中止・措置）	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A 条例義務違反者（6条～9条・10条1項4項・11条1項・12条1項・13条2項……各種届出・報告）で、森林の有する公益的機能を維持する必要があると認めるとき</p> <p>B 条例義務違反者（10条3項・11条3項・13条1項……公益的機能の維持に必要な措置をとること）</p> <p>C 許可取消しを受けた者の条例違反（14条……公益的機能の維持に必要な措置をとること）</p> <p>D 災害又は水害の防止機能を維持するために緊急の必要があると認めるとき</p> </div> <p>ごとに、森林の有する公益的機能を維持していく上で必要な次の3つのパターン【①生命・財産に影響を及ぼすような災害・水害の発生、②災害・水害が発生するおそれが極めて大きいとき、③前記①②以外で公益的機能の維持に支障があるとき】に分けて、判断基準及び発動基準を定める。</p>
許可の取消し	次の3者【①法又は条例の命令に違反した者、②偽りその他の不正な手段により許可を受けた者、③欠格要件に該当していることが発覚した者】に対し、発動基準を定める。

附則 この基準は、平成22年10月1日から施行する。

附則 この基準は、令和8年4月1日から施行する。